

保険料が追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

平成30年度に追納する場合

免除の承認を受けた年度の保険料を、平成30年度に追納する場合の月額額は次表のとおりです。平成27年度以前は保険料に加算額が上乗せされます。納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の追納額は、全額免除と同じです。

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成20年度	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
平成21年度	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
平成22年度	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
平成23年度	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
平成24年度	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成25年度	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
平成26年度	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
平成27年度	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円
平成28年度	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円
平成29年度	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円

保険料の後納制度

保険料は2年を経過すると納めることができませんが、後納制度を利用すれば、過去5年以内に納め忘れた保険料を納付して、将来受け取る年金額を増やすことができます(平成30年9月末まで)。後納制度が利用できる人の範囲など、詳しくは津年金事務所へお尋ねください。

老齢年金の受給資格期間が短縮されました

平成29年8月1日からは、これまで25年以上必要だった受給資格期間(保険料を納付した期間や免除された期間など)が、10年以上あれば老齢基礎年金を受け取ることができるようになりました。

高齢任意加入制度

60歳までに受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額

か満額に近づけることもできます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- マイナンバーカードまたは通知カード(本人確認できるものも必要)
- 通帳、金融機関届け出印

※共済年金の加入期間がある人は、加入期間を証明するものが必要になる場合があります。

申請先

津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

付加保険料で受給額を上乗せ

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数になります。ただし、保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納められません。

例 付加保険料を10年間納めると、年額24,000円が受給額に上乗せされます

$$200円 \times 12\text{カ月} \times 10\text{年} = 24,000円 \text{ (年額)}$$

(払い込み月数)

納付は便利でお得な口座振替で

保険料を当月末振替にすると月々50円の割引「早割」があります。その年度の保険料を2年分・1年分・6カ月分まとめて口座振替にすると、さらに割引額が大きくなりお得です。手続きは、津年金事務所または金融機関へ、年金手帳、通帳、金融機関届け出印を持参してください。※保険料を追納する場合は、口座振替は利用できません。

クレジットカード納付ができます

クレジットカード納付は、クレジットカードを提示して直接納付するのではなく、被保険者自身が事前に申し込むと、それ以降、継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行うものです。手続きは、津年金事務所または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(福祉課)へ年金手帳、クレジットカード、印鑑を持参してください。

※クレジットカード納付では口座振替の「早割」は適用されません。また、6カ月前納、1年前納、2年前納の割引額は、現金納付の割引額になります。